

浄化槽の法定検査は使用者の義務です

●問合せ 環境課 内線 217

「**法定検査**」は、保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽（合併浄化槽及び単独浄化槽）がきちんと機能を発揮しているかどうかを中立的な第三者機関である県指定の検査機関が確認する検査です。

浄化槽の「保守点検」と「清掃」は、浄化槽を正常に働かせるために行う作業です。

■浄化槽管理者（浄化槽使用者）の3つの義務

法定検査

浄化槽の放流水質（BOD※等）が法令に基づく水質基準を満たしているか、また、保守点検・清掃等の維持管理と浄化槽の使い方が適正であるかを検査します。

※BOD=水の中の有機物（汚れの原因）を微生物（好気性微生物）が分解するのに使われた酸素の量



清掃

浄化槽内にたまった汚泥、異物等の引き出し及び機器類の洗浄、清掃を行う作業です。



保守点検

浄化槽の機能を正常に保つための点検、調整、修理、消毒剤の補給、送風機の調整等を行います。

■法定検査を受けないと…

県や浄化槽事務の権限を有する市町村から受験命令に従わない場合には、**30 万円以下の過料（金銭罰）** が処される場合があり、町の補助金制度を利用されている方は**補助金の返還**も発生することがあります。

■単独浄化槽・汲み取り便槽をご利用の方へ

単独浄化槽・汲み取り便槽は、台所やお風呂等の生活雑排水が未処理のまま川などに流され、環境への負担が大きいため合併処理浄化槽への転換をお願いします。



被災時に備え適切な管理を

6・7 ページで紹介した通り、浄化槽は災害時にトイレとして使用できる可能性が高いため、普段から3つの義務を守り、適切な管理をしましょう。

また、「マンホールの上にものを置かない」、「マンホールの位置を確認しておく」など、被災時に使えるように、浄化槽周りの管理にも気を配りましょう